

「愛川町障害者雇用奨励補助金制度」 をご利用ください

障がい者の雇用の安定と推進を図るため、障がい者を雇用している事業者
に補助金を交付します。該当する事業者は商工観光課に申請してください。

●対象者（次のすべてを満たしている方が対象となります。）

- ・ 町内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業であること。
- ・ 1年以上町内に住所を有し、雇用保険の被保険者となっている障がい者（身体・知的・精神の各障がい）を1年以上雇用していること。
- ・ 障害者法定雇用率（2・3％）を達成していること。
- ・ 法人の場合は事業所が、個人事業の場合は会社の代表者が、納期の到来した町税を完納していること。

●補助金額

- ・ 障がい者1人当たり年額3万円で、対象障がい者ごとに5年間

●申請手続き

1. 申請方法・・・毎年、12月1日から同月28日まで（土日・祝日を除く）に、商工観光課へ下記必要書類を提出してください。
2. 必要書類・・・（1）愛川町障害者雇用奨励補助金交付申請書
（2）請求書
（3）町税確認同意書
（4）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
（5）雇用保険被保険者証の写し

※（1）～（3）については、町HPで入手するか、下記へお問い合わせください。



あいちゃん

◎本制度に関するお問い合わせ

愛川町役場 環境経済部 商工観光課 商工労政班 電話：046-285-2111（内線 3524）

E-mail：syoko@town.aikawa.kanagawa.jp

URL：http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/ 愛川町障害者雇用奨励補助金 検索